

よくある質問 (R4.09.01_更新)

NO	項目	質問	回答
1	対象となるか	本社が他市にあり、営業拠点や工場が太田市にある場合は対象となるか。	対象外です(履歴事項全部証明書の本店所在地が太田市にある法人のみが対象)。
2	対象となるか	個人事業主は申請できるか。	対象外です(履歴事項全部証明書の本店所在地が太田市にある法人のみが対象)。
3	対象となるか	建築の設計管理のみを行う法人は対象となるか。	対象外です(日本標準産業分類の『L-学術研究、専門・技術サービス業』に該当するため対象外。対象となるのは製造業、建設業、道路貨物運送業です。詳しくは市HPにある日本標準産業分類をご覧ください)。
4	対象となるか	先月廃業したが対象となるか。	申請時点で廃業している法人は対象外です。
5	添付書類	決算書は一式、全て必要か。また比較した2年分必要か。	<u>直近1年分のみを全てA4サイズでコピーして提出してください。</u>
6	添付書類	申請要領P5記載の『法人事業概況説明書』は通常どこで使用される書類か。	確定申告書の添付資料となりますので、税務署に提出している申告書類をご確認ください。
7	添付書類	申請要領P5～P6にある『法人事業概況説明書』、『月次の損益計算書』以外にどのような書類が根拠となるか。	『月次の試算表』や『月次の勘定科目残高一覧表』のほか、会計システムや管理システムから出力され、年月・法人名・売上高等が分かる書類の添付も可能です。
8	添付書類	複数業種を営んでいる場合、申請対象となる業種に該当することを証明する書類は必要か。	証明は求めません。売上高または売上総利益が最も多い業種が、製造業、建設業、道路貨物運送業に該当する場合に申請してください。 <u>ただし、決算書等から疑義が生じた場合は追加の証明を求めます。</u>
9	申請書	売上高等について、令和3年8月から令和4年7月の任意の月と、いつを比較すればよいか。	平成31年1月から令和3年7月のうち、いずれかの年の同月と比較できます。 (例1) 令和4年7月と『令和3年7月、2年7月、元年7月のいずれか』を比較。 (例2) 令和3年8月と『令和2年8月、元年8月のいずれか』を比較。
10	申請書	売上高等の要件は該当する1カ月のみが減少(売上原価は増加)していれば、年間で増加(売上原価は減少)していても問題ないか。	問題ありません。申請書に記載した1カ月が認定要件を満たせば対象です。
11	申請書	売上高、売上総利益、売上原価のいずれを選択しても問題ないか。	問題ありません(いずれか1つを選択して指定期間のうちの1カ月を比較してください)。
12	申請書	業種確認のため、上記の主な製品名またはサービス名2つ記載の欄は、何を記入すればよいか。	建設業…住宅・工場建設、電気・給排水・屋根工事、土木工事など(※日本標準産業分類で確認してください) 製造業…製造している物を記入 道路貨物運送業…運送している物を記入 ※日本標準産業分類で該当か確認してください。
13	申請書	複数業種を営む場合の売上高等の記載金額は、申請対象となる業種分のみを記載すればよいか。	複数業種を営む場合であっても、 <u>会社全体の売上高を記載してください。</u> なお主たる業務が対象業種でない申請できません。